

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 28 日（金）第 434 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|--|--------------|---|
| ○保安林の指定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○計量器の定期検査の実施 | （商工政策課取扱い） | 2 |
| ○基本測量の実施 | （監理課取扱い） | 3 |
| ○公共測量の実施（3件） | （監理課取扱い） | 4 |
| ○公共測量の終了（2件） | （監理課取扱い） | 4 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （南薩地域振興局取扱い） | 4 |
| 公 告 | | |
| ○令和5年度クリーニング師試験公告 | （生活衛生課取扱い） | 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 6 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 | | |
| ○政治団体の名称等の公表 | （選挙管理委員会取扱い） | 7 |
| 公 安 委 員 会 公 告 | | |
| ○警備業施設警備業務1級及び同2級並びに警備業空港保安警備業務1級及び同2級検
定実施公告 | （生活安全企画課取扱い） | 8 |

告 示

鹿児島県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年7月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所
指宿市小牧字柳ヶ元235番1，235番7，236番1，237番1，238番1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第610号

令和 5 年 5 月 23 日鹿児島県告示第 481 号 (以下「告示第 481 号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 189 条の規定により、その通知の内容を霧島市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
野間薫	霧島市溝辺町有川字山神平 2739 番 2	告示第 481 号の変更後の指定施業要件のとおり
鎌田松彦	霧島市溝辺町有川字山神平 2739 番 10	
松元誠	霧島市溝辺町有川字山神平 2739 番 13	
竹ノ内静子	霧島市溝辺町有川字山神平 2739 番 14, 2739 番 15	
竹ノ内悟	霧島市溝辺町有川字山神平 2739 番 16, 2739 番 17	
竹ノ内勝紀	霧島市溝辺町有川字川平 2740 番 10	
野間久雄	霧島市溝辺町有川字川平 2741 番 4	

鹿児島県告示第611号

計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和 5 年 9 月 6 日	10 : 30 ~ 14 : 30	伊佐市	伊佐市役所菱刈庁舎
令和 5 年 9 月 6 日	15 : 30 ~ 16 : 30	伊佐市	田中校区集会施設
令和 5 年 9 月 7 日	9 : 30 ~ 11 : 30	伊佐市	本城校区集会施設
令和 5 年 9 月 7 日	13 : 00 ~ 14 : 00	伊佐市	西太良地区コミュニティセンター
令和 5 年 9 月 12 日	11 : 00 ~ 13 : 30	伊佐市	山野基幹集落センター
令和 5 年 9 月 12 日	14 : 30 ~ 16 : 00	伊佐市	羽月地区公民館
令和 5 年 9 月 13 日	9 : 30 ~ 16 : 00	伊佐市	大口元気こころ館
令和 5 年 9 月 14 日	9 : 30 ~ 14 : 00	伊佐市	大口元気こころ館
令和 5 年 9 月 20 日	10 : 30 ~ 12 : 30	阿久根市	大川地区公民館
令和 5 年 9 月 20 日	14 : 00 ~ 16 : 30	阿久根市	脇本地区公民館
令和 5 年 9 月 21 日	9 : 30 ~ 16 : 00	阿久根市	阿久根市役所公用車管理事務所
令和 5 年 9 月 22 日	9 : 30 ~ 14 : 00	阿久根市	阿久根市役所公用車管理事務所
令和 5 年 9 月 26 日	11 : 00 ~ 13 : 00	長島町	川床コミュニティセンター
令和 5 年 9 月 26 日	14 : 00 ~ 16 : 30	長島町	長島町開発総合センター
令和 5 年 9 月 27 日	9 : 30 ~ 14 : 00	長島町	長島町役場指江庁舎
令和 5 年 10 月 2 日	11 : 00 ~ 12 : 00	出水市	江内カントリーコア
令和 5 年 10 月 2 日	13 : 30 ~ 16 : 00	出水市	出水市役所野田支所
令和 5 年 10 月 3 日	9 : 30 ~ 15 : 00	出水市	高尾野農村環境改善センター
令和 5 年 10 月 4 日	10 : 30 ~ 16 : 00	出水市	米ノ津公会堂
令和 5 年 10 月 5 日	9 : 30 ~ 16 : 00	出水市	米ノ津公会堂

令和 5 年 10 月 6 日	9 : 00 ~ 12 : 00	出水市	鹿島公民館
令和 5 年 10 月 6 日	13 : 30 ~ 14 : 00	出水市	大川内農業者トレーニングセンター
令和 5 年 10 月 11 日	10 : 30 ~ 16 : 00	出水市	出水公会堂
令和 5 年 10 月 12 日	9 : 30 ~ 14 : 00	出水市	出水公会堂
令和 5 年 10 月 16 日	14 : 30 ~ 16 : 00	屋久島町	栗生生活館
令和 5 年 10 月 17 日	9 : 30 ~ 12 : 00	屋久島町	自然休養村管理センター
令和 5 年 10 月 17 日	13 : 30 ~ 16 : 30	屋久島町	屋久島町総合センター
令和 5 年 10 月 18 日	13 : 30 ~ 16 : 00	屋久島町	離島開発総合センター
令和 5 年 10 月 19 日	9 : 00 ~ 9 : 30	屋久島町	永田公民館
令和 5 年 10 月 19 日	10 : 00 ~ 11 : 00	屋久島町	一湊公民館
令和 5 年 10 月 19 日	15 : 30 ~ 16 : 30	屋久島町	口永良部出張所
令和 5 年 11 月 6 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市知覧体育館
令和 5 年 11 月 7 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市知覧体育館
令和 5 年 11 月 8 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市頴娃文化会館
令和 5 年 11 月 9 日	10 : 00 ~ 12 : 00	南九州市	南九州市上別府地区公民館
令和 5 年 11 月 9 日	13 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市別府地区公民館
令和 5 年 11 月 10 日	10 : 00 ~ 14 : 00	南九州市	松山地区農業者トレーニングセンター
令和 5 年 11 月 13 日	10 : 00 ~ 12 : 00	南九州市	南九州市川辺農村環境改善センター
令和 5 年 11 月 13 日	13 : 30 ~ 16 : 00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
令和 5 年 11 月 14 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
令和 5 年 11 月 16 日	10 : 00 ~ 15 : 00	日置市	日置市伊作田地区活性化センター
令和 5 年 11 月 17 日	9 : 30 ~ 12 : 00	日置市	日置市鶴丸地区公民館
令和 5 年 11 月 17 日	13 : 00 ~ 15 : 30	日置市	日置市 B & G 東市来海洋センター
令和 5 年 11 月 21 日	10 : 00 ~ 15 : 00	日置市	日置市伊集院総合体育館
令和 5 年 11 月 22 日	10 : 00 ~ 15 : 00	日置市	日置市伊集院総合体育館
令和 5 年 11 月 28 日	10 : 00 ~ 12 : 00	日置市	日置市日吉総合体育館
令和 5 年 11 月 28 日	13 : 30 ~ 14 : 30	日置市	日置市永吉地区公民館
令和 5 年 11 月 29 日	9 : 30 ~ 15 : 00	日置市	日置市伊作地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則(平成 5 年通商産業省令第 70 号)第 39 条第 1 項の規定により, 特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は, 令和 5 年 9 月 6 日から令和 6 年 2 月 28 日までとする。

鹿児島県告示第 612 号

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 14 条第 1 項の規定により, 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 14 日から令和 6 年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 阿久根市，出水市及び薩摩川内市

鹿児島県告示第 613 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により，鹿児島地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（写真測量による数値地形図作成）
- 2 作業の期間 令和 5 年 6 月 21 日から同年 10 月 13 日まで
- 3 作業の地域 日置市東市来町養母地内

鹿児島県告示第 614 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により，鹿児島地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（写真測量による数値地形図作成）
- 2 作業の期間 令和 5 年 6 月 21 日から同年 11 月 20 日まで
- 3 作業の地域 日置市吹上町与倉地内及び田尻地内

鹿児島県告示第 615 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（4 級基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 6 月 30 日から同年 10 月 20 日まで
- 3 作業の地域 志布志市志布志町夏井地内

鹿児島県告示第 616 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により，薩摩川内市長から令和 5 年 2 月 7 日鹿児島県告示第 105 号で告示した公共測量の実施は，令和 5 年 5 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 617 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により，北薩地域振興局長から令和 4 年 10 月 7 日鹿児島県告示第 729 号で告示した公共測量の実施は，令和 5 年 3 月 24 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

南薩地域振興局告示第 8 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 7 月 28 日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
なごみ	南さつま市金峰町宮崎4104-5	社会福祉法人真和会	南さつま市加世田内山田2397番地	下園 守昭	令和 5 年 7 月 1 日	児童発達支援・保育所等訪問支援

公 告

令和 5 年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 5 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 令和 5 年 11 月 12 日（日）午前 10 時 20 分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目 4 番 1 号）

(2) 実地試験

ア 期日 令和 5 年 11 月 12 日（日）午後 1 時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町 27 番 22 号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和 30 年厚生省令第 21 号）附則第 2 項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200 円

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類

エ 写真（出願前 6 月以内に撮影した縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所，出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所，大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所，志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際，鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし，県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては，現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお，提出書類等を受理した後は，受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）から同月 29 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお，郵送の場合は，令和 5 年 9 月 29 日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお，同用紙を郵便により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル，横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し，郵便により通知して行う。

9 その他

(1) 試験に関する照会は，鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は，詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名，氏名及び生年月日は，戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は，必ず書留郵便（現金を同封する場合には，現金書留郵便）によるものとし，その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿屋市串良町細山田字源兵衛堀5148番2並びに字東茅場5271番8及び5271番9

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

北海道恵庭市戸磯193番地8

エム・エス・ケー農業機械株式会社

代表取締役 高畑年伸

鹿児島県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和5年7月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
よこいさくら後援会	横井 さくら	小村 葵	鹿屋市西祓川町553-1	衆議院議員	横井 さくら，衆議院議員	令和5年6月20日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
住みよい曾於市を創る市民の会	渡邊 忠夫	野村 耕一	曾於市末吉町二之方6007-2	令和5年6月23日
前田要後援会	前田 要	前田 紀子	奄美市笠利町大字宇宿2509番	令和5年6月2日
やのけんいち後援会	矢野 勝己	矢野 貴弘	熊毛郡屋久島町宮之浦1641-7	令和5年6月15日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党鹿児島県本部	窪田 哲也	会計責任者の氏名	松田 浩孝	小森 信隆	令和5年6月19日
参政党鹿児島県支部連合会	佐藤 誠	主たる事務所の所在地	鹿児島市西千石町8-1 能勢ビル103号	鹿児島市松原町6-2 松原ハイツ102号	令和5年6月1日
参政党鹿児島第1支部	栗牧 建行	主たる事務所の所在地	鹿児島市西千石町8-1 能勢ビル103号	鹿児島市松原町6-2 松原ハイツ102号	令和5年6月1日
自由民主党鹿児島市支部	藤崎 剛	会計責任者の氏名	藪田 裕之	奥山 嘉次郎	令和5年5月28日
自由民主党中種子支部	日高 和典	会計責任者の氏名	濱脇 久仁子	川南 隆	令和5年5月30日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	-------	------	---	---	-------

安楽ひでみ後援会	吉田 茂明	主たる事務所の所在地	鹿児島市新屋敷町16番410号	鹿児島市下荒田三丁目27-23石川ビル101	令和 5 年 6 月 16 日
鹿児島県ビルメンテナンス政治連盟	野元 一臣	代表者の氏名	野元 一臣	野元 一喜	令和 5 年 5 月 26 日
		会計責任者の氏名	益村 裕次郎	福村 浩	
鹿児島県木材産業政治連盟	柴立 鉄彦	会計責任者の氏名	小林 孝幸	堂込 清文	令和 5 年 6 月 1 日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県霧島市区第四支部	霧島市国分清水3-14-55	鶴丸 明人	令和 5 年 5 月 31 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
いわさき昌弘後援会	日置市伊集院町妙円寺1-17-4	岩崎 昌弘	令和 4 年 12 月 31 日
小森のぶたか後援会	鹿児島市伊敷台7-12-6	小森 信隆	令和 5 年 6 月 16 日
さいとうかよ後援会	指宿市湊4-18-20	斎藤 佳代	令和 5 年 6 月 7 日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
前田 要	前田 要	奄美市議会議員	前田要後援会	奄美市笠利町大字宇宿2509番	令和 5 年 6 月 1 日
横井 さくら	横井 さくら	衆議院議員	よこいさくら後援会	鹿屋市西祓川町553-1	令和 5 年 6 月 20 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
小森 信隆	小森のぶたか後援会	令和 5 年 6 月 16 日

公安委員会公告

警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級並びに警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定並びに警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 5 年 7 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務 1 級
- (2) 施設警備業務 2 級
- (3) 空港保安警備業務 1 級
- (4) 空港保安警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

- (1) 実施日時
 - ア 施設警備業務 1 級
 - ㊦ 学科試験
令和 5 年 11 月 14 日 (火) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - ㊧ 実技試験
令和 5 年 12 月 14 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 施設警備業務 2 級
 - ㊦ 学科試験
令和 5 年 11 月 14 日 (火) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - ㊧ 実技試験
令和 5 年 12 月 13 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 空港保安警備業務 1 級
 - ㊦ 学科試験
令和 5 年 11 月 14 日 (火) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - ㊧ 実技試験
令和 5 年 12 月 7 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - エ 空港保安警備業務 2 級
 - ㊦ 学科試験
令和 5 年 11 月 14 日 (火) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - ㊧ 実技試験
令和 5 年 12 月 6 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - オ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
 - (2) 実施場所
 - ア 学科試験
鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
 - イ 実技試験
 - ㊦ 施設警備業務 1 級及び同 2 級
鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
 - ㊧ 空港保安警備業務 1 級及び同 2 級
宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1)
 - (3) 受検定員
いずれの検定も 30 人 (宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。)
- 3 検定の受検資格
- (1) 施設警備業務 1 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (2) 施設警備業務 2 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
 - (3) 空港保安警備業務 1 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (4) 空港保安警備業務 2 級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

4 検定方法及び内容

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(4) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 5 年 8 月 14 日 (月) から同月 25 日 (金) まで (鹿児島県の休日を定める条例 (平成元年鹿児島県条例第 37 号) 第 1 条の県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 施設警備業務 1 級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 9 条の検定申請書 (検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1 通

(イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通

(オ) 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後, 施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(1)の アに該当する場合に限る。) 1 通

(カ) 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(1)のイに該当する場合に限る。) 1 通

イ 施設警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通

ウ 空港保安警備業務 1 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通

(オ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後, 空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(3)の アに該当する場合に限る。) 1 通

(カ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(3)のイに該当する場合に限る。) 1 通

エ 空港保安警備業務 2 級

- (㉞) 検定申請書 1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
 - (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
- (1) 施設警備業務1級及び同2級並びに空港保安警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
 - (2) 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）